

**「いわてアパレル若者女性活躍推進イベント(仮称)」
企画運営業務**

業務仕様書

令和 8 年 4 月
岩 手 県

「いわてアパレル若者女性活躍推進イベント（仮称）」企画運営業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『いわてアパレル若者女性活躍推進イベント（仮称）』企画運営業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

いわてアパレル若者女性活躍推進イベント（仮称）企画運営業務

2 業務目的

本県における社会減少対策の一環として、若年層、特に女性を対象に、女性就業者の比率が高く県内で盛んなアパレル産業について県民理解を深めるとともに、魅力ある産業としての認知度向上を図るため、アパレル産業全体の魅力発信につながるイベントを開催する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) デザインコンテストの企画・運営

高校生をはじめとする若者のアパレル産業への興味・関心を喚起するため、県内外の高校生以上を対象とするファッションデザインコンテストの企画・運営を行うこと。

ア デザインの募集

下記により、ファッションデザインの公募を行うこと。

(ア) 募集概要

- ・ 対象者：県内及び県外（近隣県に限る）の高校生以上の生徒・学生
 - ・ 募集内容：衣装のデザイン
- ※ デザイン募集に当たってのテーマや部門等については、別途県と協議すること。

(イ) 募集期間

令和8年6月～8月下旬（60日間以上）

※ 募集期間及びその他応募条件については、別途県と協議すること。

(ウ) 周知・広報

- ・ 公募に当たっては、チラシ、WEBページ等を作成し、周知すること。
- ・ チラシの規格及び部数は、次のとおりとすること。

種別	規格	部数
チラシ	A4判、コート、両面、4色	2,000枚程度

イ デザイン審査

応募作品を対象に、審査委員による審査を実施すること。

(ア) 審査内容

審査委員によるデザイン審査を実施し、入選作品（6点）を選定すること。

(イ) 実施期間

令和8年9月上旬～10月上旬

(ウ) 留意事項

- ・ 審査委員の選定及び審査方法については、別途県と協議すること。
- ・ デザイン審査に係る審査員への謝金、交通費及び宿泊費は委託料に含むこと。
- ・ 審査委員は3名程度とし、謝金は1名当たり15千円程度を想定していること。

ウ 製作協力企業との調整

入選作品の衣装製作に当たり、県内縫製企業との調整及び必要な準備を行うこと。

(ア) 製作体制の調整

- ・ 製作協力企業における製作担当デザインを割り当てるための会議を開催すること。
- ・ 衣装着用モデルの寸法など、衣装製作に必要な情報を製作協力企業へ提供すること。

(イ) 実施時期

令和8年10月中旬～11月上旬

(ウ) 留意事項

- ・ 製作協力企業の選定及び製作担当デザインの割当方法については、別途県と協議すること。
- ・ 割当会議への参加に係る製作協力企業の交通費及び宿泊費については、上限5千円程度として一部補助し、委託料に含めること。
- ・ 入選作品の製作協力費（1点当たり100千円程度を想定）は、委託料に含めること。

エ 入選者の縫製企業見学・体験の実施

入選作品の衣装製作過程を通じて、入選者が縫製企業を見学・体験できる機会を設けること。

(ア) 実施内容

- ・ 縫製企業における企業見学・体験の実施に向け、見学内容の検討や日程調整、現地での移動の手配等の準備を行うこと。
- ・ 入選者及び製作協力企業との連絡・調整を行い、円滑な見学・体験が実施できるよう調整すること。
- ・ 見学又は体験当日における現地対応を行うこと。

(イ) 実施時期

令和8年11月上旬～令和9年1月下旬

(ウ) 留意事項

- ・ 上記内容の詳細及び企画・実施方法については、別途県と協議すること。
- ・ 体験・見学に要する入選者の交通費及び宿泊費は上限5千円程度として一部補助し、委託料に含めること。

オ 入選作品の最終審査及び表彰の実施

入選作品の最終審査、表彰及び入選作品の披露等について、全体の企画及び当日の運営を行うこと。

(ア) 開催時期

令和9年2月

(イ) 会場

盛岡市内

(ウ) 内容

・ 最終審査の実施

入選作品（6点）に基づき製作した衣装を対象に、審査員による最終審査を行い、最優秀賞（1点）及び部門賞を選定すること。なお、部門賞の内容及び選定数については、別途県と協議すること。

・ 表彰式の開催

デザインコンテストの入選者及び衣装の製作協力企業を対象とした表彰式を開催すること。また、表彰式に併せてファッションショーを開催するなど、入選作品や製作した衣装を披露する場を設けること。

・ 広報及び情報発信

多くの県民の目に触れるよう、デザインコンテストの表彰式やファッションショーの様子について、効果的な情報発信を行うこと。また、WEBページ等で入選作品や製作した衣装、製作協力企業を紹介すること。

・ 関連展示・紹介の実施

事業の背景や県内アパレル産業の取組についての理解促進を図るため、今回製作する衣装に加え、過年度に実施した「いわてアパレル学生ファッションデザインコンテスト」の入選作品等を活用した展示等を行うこと。

(エ) 審査員経費

- ・ 最終審査に係る審査員への謝金、交通費及び宿泊費は、委託料に含めること。
- ・ 審査員は3名程度とし、謝金は1名当たり15千円程度を想定していること。

(オ) 留意事項

上記内容の詳細及び企画・実施方法については、別途県と協議すること。

カ アンケート調査の実施

今後の事業展開の参考とするため、本事業に関与した入選者、製作協力企業及び学校関係者から、県内アパレル産業の魅力発信の受け止めや取組に対する意見等を把握するアンケート調査を実施すること。

※ アンケート内容については、別途県と協議すること。

※ アンケートは、表彰式に併せて実施するなど、実施時期に配慮すること。

(2) 県外教育機関との連携強化に係る取組の展開

県外において被服・服飾分野を学ぶ学生と県内縫製企業との交流の機会を設け、交流を通じて県内縫製企業の魅力発信を図るとともに、将来的な人的ネットワークの構築につなげること。

ア 実施内容

県内縫製企業における企業説明や企業見学、縫製体験、従業員との意見交換等を組み合わせた交流プログラムを企画・運営すること。

イ 受入先

県内縫製企業 6社程度

※ 県北地域3社、県南地域3社の2コースを想定していること。

ウ 参加者

県外の被服・服飾分野を学ぶ学生 6～12名程度

※ 1コース最大6名を想定していること。

エ 費用

- ・ 参加料は無料とすること。
- ・ 参加者の交通費を上限5千円程度として一部補助し、委託料に含むこと。
- ・ 現地での移動手段は受託者で手配し、委託料に含むこと。

オ 実施時期

令和8年8月

※ 学生の夏休み期間に実施することを想定していること。

カ 留意事項

実施内容や実施時期等の詳細は、別途県と協議すること。

(3) 実施効果を高めるための提案（自由提案）

上記のほか、テレビCM、テレビ番組、特設サイト、WEBコンテンツ等を活用し、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、「企画コンペ実施要領」で定める委託料の上限額の範囲内とすること。

(4) 留意事項

本事業で制作する各種映像等は報道機関への提供のほか、事業終了後も県ホームページ等での掲載を予定していることから、映像の使用等について、被写体その他権利を有する者からあらかじめ了承を得ること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払完了をもって受託者から県に移転することとする。

また、業務終了後においてもロゴマークや画像データ等についてはホームページ等の媒体に使用する予定であることから、権利関係を処理した上で、県が使用する際に問題の生じない状態となるよう手続を行うこと。

6 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、その都度発注者と協議の上、協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等によ

り外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

※ 受注者は、第1項の個人情報等についてインターネット上で提供されるクラウドサービス等を活用して取得又は保存等を行う場合、当該サービスのセキュリティ対策等の信頼性が十分であることを評価した上で選定し、利用方法をあらかじめ岩手県に届け出なければならない。その利用を変更しようとするときも、同様とする。

※ 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

※ 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した)個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 削除

(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(①仮名加工情報、②匿名加工情報の安全管理措置)

第14 第1から第5まで及び第7から第13までの規定は、①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律

第 57 号。以下「法」という。) 第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報、②個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報) を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 15 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等 (仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。) を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 16 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。) を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 17 削除

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。